この学校通信 「安居っ子だより」は、月1回の発行予定ですが、 臨時休業中は、学校のホームページに臨時増刊号を掲載しています。 福井市安居小学校 学校通信 令和2年 5月16日 No.19

〒918-8076 福井県福井市本堂町 4-12

Tel: (0776)37-1004 Fax: (0776)37-1582 E-mail: ago-e@fukui-city.ed.jp





☆バランスよい食事と、☆十分な睡眠を。

新たな県民行動指針を掲載します。

福井県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料より

県民行動指針 Ver. 4

※下線は改定箇所

<u>県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況は落ち着きを見せていますが、今後も引き続き「誰もが感染するリス</u>ク」、「誰でも感染させるリスク」があります。

県民のみなさまには、<u>「新しい生活様式」を日常とすること</u>により感染拡大を予防し、大切な人の命と健康を守るため、以下のことをお願いいたします。

1 感染防止対策を徹底する

<u>発熱、咳、全身の倦怠感等の</u>症状がみられる際には絶対に外出しない、人との間隔をできるだけ2m(最低1m)空ける、マスクの着用、こまめな手洗いなど、「うつさない・うつらない」ための行動をお願いします。

また、体調不良の同居家族がいる場合には、部屋や食事を別にするなど生活空間や使うものを分けたり、トイレ等の消毒を行うなど、家庭内における感染防止対策を徹底してください。

2 緊急事態宣言の対象地域など他県との往来を自粛する

-緊急事態宣言の対象地域など他県との不要不急の往来の自粛をお願いします。

また、県外のみなさまには、不要不急の来県の自粛をお願いします。<u>特に、緊急事態宣言の対象地域から</u>来県された方は、2週間は不要不急の外出を控えるようお願いします。

3 感染リスクが高まる密閉・密集・密接の場を「つくらない」「近づかない」

一感染リスクのある「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」という3つの条件(三つの密)を避けてください。

また、これまでにクラスターが発生した接待を伴う飲食店やカラオケ、スポーツジムなどの利用を自粛してください。 さらに、5月31日(日)までは多人数(5人を超える)での不要不急の会食を自粛してください。

4 医療機関を受診する前に電話で相談する

<u>発熱、咳、全身の倦怠感等</u>の症状がある場合は、事前に相談窓口やかかりつけ医に電話で相談し、受診時にはマスクを着用してください。

もし受診後の経過について不安がある場合には、複数の医療機関を受診することは避け、最寄りの保健所に相談してください。

5 職場における感染防止対策を徹底する

出勤する人数を減らすよう、計画的在宅勤務(テレワーク)やシフト制の導入など働き方の見直しを行ってください。

また、出勤時の検温、人との間隔を空ける、マスクの着用、手洗いの励行に加え、喫煙所や更衣室、社員食堂における三つの密の回避などを徹底してください。

さらに、感染者だけでなく、濃厚接触者が所属する職場等においても、社員・職員の自宅待機を実施するなど感染拡大の防止に協力してください。

6 店舗等における感染防止対策を徹底する

業界団体の指針等を参考に、人が集まらない工夫(整理券配布、テイクアウトなど)や、来店時のマスク着用の呼びかけなどを 徹底するとともに、万一感染事例が発生した場合に備え利用客の連絡先等の記録に協力してください。

また、感染事例が発生した場合には速やかに県へ連絡し、利用客の名簿の提出など保健所の調査に協力してください。

7 県内医療を守るために最大限協力する

_ - 県内の医療機関、医師・看護師などの方々は、全県的な感染対策に積極的に参加・協力してください。 - また、医療体制を守るため、保育所、高齢者福祉施設などは、医療関係者等のご家族の利用に全面的に協力してください。

8 人権・個人情報保護を徹底する

感染者・濃厚接触者や<u>医療従事者ならびにその家族や関係者等に対して、いわれのない誹謗中傷や差別的行為は絶対しないよう</u>お願いします。

令和2年5月日

福井県知事 杉本 達治